令和 3・4・5 年度において阿伎留病院企業団が発注する 物品買入れ等競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の 5 第 1 項及び第 167条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 3・4・5 年度において、阿伎留病院企業団が発注する物品の買入れ及びその他の契約(工事の請負、設計、測量及び地質調査を除く。以下同じ。)の競争入札に参加する者に必要な資格等について次のように定めた。

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。)
- 2 次の各号に該当する者は、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争入札に 参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人 として使用する者についても同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは、数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の 職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項の(この号を除く)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 3 令和2年12月1日(以下「基準日」という。)以降に創業(個人)又は設立(法人)した者は、競争入札に参加することができない。
- 4 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
 - (2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - (3) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して

いるとき。

- (4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき 関係を有しているとき。
- (5) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、 これを不当に利用するなどしているとき。
- 5 入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格の登録申請を行うことが できる条件を欠くこととなった者

第2 競争入札に参加する者の資格及び審査基準

1 物品の買入れその他の契約についての競争入札に参加する者の資格は、履行能力に 基づき定めるものとする。個々の履行能力の審査は、次に定める客観的審査事項及 び主観的審査事項により行うものとする。

(1) 客観的審査事項

ア 年間総売上高

基準日の直前に終了(確定)した営業年度(以下「審査対象営業年度」という。)の決算における総売上高。(当該審査対象営業年度の月数が 12 ヶ月に満たない場合は、当該審査対象営業年度の売上高に、前営業年度の総売上高を同営業年度の月数で除した額にその不足する月数を乗じて得た額を加えて計算した額をいう。)

イ 自己資本額

当該審査対象営業年度の決算における自己資本額(法人にあっては払込資本金額に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額、個人にあっては貸借対照表における資本の合計額をいう。)

ウ 従業員数

令和 2 年 11 月 30 日現在の、申込者と直接かつ恒常的な雇用関係にある従業員の数

工 流動比率

審査対象営業年度の決算における流動比率 (流動資産の額を流動負債の額で除 して得た数値を百分比で表したものをいう。)

才 営業年度

基準日現在までの営業年数

(2) 主観的審査事項

審査対象営業年度の決算における営業種目別売上高

- 2 1に定める資格は、特別の理由がある場合を除き、次のいずれかに該当する者には 与えない。
 - (1) 登録、免許又は許可等を営業の要件とする営業種目について、当該登録、免許、 許可等を受けていない者。

(2) 基準日前2年以内において、発行した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座 取引を停止されている者。

第3 申請の時期及び方法

物品の買入れその他の契約についての競争入札に参加することを希望する者は、入 札参加資格審査申込書(独自様式)を令和3年2月8日から令和3年2月12日まで の間の指定する時間に、阿伎留病院企業団事務部財務課用度係に提出しなければな らない。

第4 審査申込に必要な添付書類

- 1 審査申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 登記簿謄本(個人で商号を用いる場合にあっては、商号登記簿謄本とする。)
 - (2) 印鑑証明書
 - (3) 使用印鑑届(入札、契約、支払金の請求及び受領等に実印以外の印鑑を使用する場合のみ必要とする。)
 - (4) 委任状(入札、契約、支払金の請求及び受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。)
 - (5) 財務諸表(法人にあっては、審査対象営業年度の決算に関するもの(審査対象営業年度が 12 ヶ月に満たないときは、審査対象営業年度の前営業年度の決算に関するものも必要とする。)個人にあっては、申請日の前年の賃借対照表及び損益計算書。)
 - (6) 1 登録証明書(写し)(営業種目が登録、免許又は許可等を要件としている場合 のみ必要とする。)
 - 2 I S O 認証取得の登録証の写し及び付属書の写し(申込現在、契約する営業所 で 認証取得している者。別紙記載要領 P.13 参照)
 - (7) 技術者資格免許等取得の従業員在籍証明一覧表(建物清掃、電気、冷暖房等設備保守、警備・受付等、ボイラー清掃、病院給食・学校給食、情報処理業務、検査業務、都市計画・交通関係調査業務、土木・水系関係調査業務、市場・補償鑑定関係調査業務、環境アセスメント関係調査業務を希望する者のみ必要とする。)
 - (8) 障害者雇用状況報告書等(写)(基準日現在で管轄の公共職業安定所へ報告している書類の写し。常時56人以上の従業員を雇用している者のみ必要とする。)
 - (9) 令和 3·4·5 年度受付票
- (10) 営業概要総括表
- (11) 営業種目別表(実績欄には、過去3年の都関係、他官公庁、民間との契約実績のうち主な契約書、特に病院関連のものがあれば記載する。)
- (12) 調査業務細目表((7)に掲げる調査業務を希望する者のみ必要とする。)
- (13) 納税証明書(写し・但し正本提示のこと)(法人にあっては、基準日の直前1年間の事業年度に係る法人税及び法人事業税(法人事業税については、都税のみとする。)消費税及び地方消費税は未納税額のない納税証明書。個人にあっては、基準

日の前年の所得に係る所得税の納税証明書。消費税及び地方消費税は未納税額の ない納税証明書とする。)

- 2 審査申込書を提出する際、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
 - (1) 身分証明書(区市町村長の発行するもの。個人で営業している者のみ必要とする。)
 - (2) 納税証明書(正本を提示し、写しを提出)(法人にあっては、基準日の直前1年間の事業年度に係る法人税及び法人事業税(法人事業税については、都税のみとする。)消費税及び地方消費税は未納税額のない納税証明書。個人にあっては、基準日の前年の所得に係る所得税の納税証明書。消費税及び地方消費税は未納税額のない納税証明書とする。)
 - (3) 契約書(写しでも可とする。営業種目別表Ⅲで記入した過去3年の都関係、他官公庁、民間との契約実績のうち主な契約書。)
- (4) 平成 30・31・32 年度受付票 (平成 30・31・32 年度の申込書を提出した者のみ。)

第5 受付票の発行

第3に定めるところにより申込書を提出し、受理された者の受付票に、受付印を押印する。

第6 資格を有する期間

資格を有すると認める期間は令和3年4月1日から適用し、令和6年3月31日までとする。

第7 資格の取消し

資格を有する期間内に次の各号に該当した者は、競争入札の参加資格を取り消 すものとする。

- (1) 第1の1、2、4、5に該当することとなったとき。
- (2) 発行した手形若しくは小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されたとき。
- (3) 申込書及び添付書類等に、虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第8 その他

申込書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届 (別に指定する様式)により、速やかにその旨を届出なければならない。

- (1) 組織(個人→法人、(有)→(株)等)
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者又は代理人
- (4) 所在地(代理人の所在地を含む)
- (5) 印鑑(実印、使用印又は代理人印)
- (6) 資本金
- (7) 電話番号、ファクシミリ番号
- (8) その他(許認可・営業担当者等)

以上